

ア」の役割分担、プライバシーや守秘義務についての整理、家庭裁判所の関与などが挙げられていた。

また、グループ討議における課題については、上記課題をはじめとして、昨年度と同様の課題が再確認された。(p. 111-114 参照)

#### 4. 海外におけるファミリーグループカンファレンス先行例の収集

昨年度はニュージーランドで、ファミリーグループカンファレンスの情報を検討した。本年度は、その他の地域への適用例を探るために、イギリスとアイルランドの先行事例を収集した。

イギリスについては、渡英機会のあった研究協力者に依頼し、ファミリーグループカンファレンスを行っている Family Rights Group 及び Bernardo's でのヒアリングを行った。また、アイルランドについては、アイルランドで、ソーシャルワーカーとして勤務経験のある川原畠優子氏を招き、アイルランドのファミリーグループカンファレンス実施状況について情報収集を行った。

その結果については、イギリス(p.38-39)、アイルランド(p.40-43)について掲載した。例えば、アイルランドについて、川原畠氏より、ファミリーグループカンファレンスの導入以前に約10年間にわたる家族参画についての模索があつたことを述べられた。両国とも家族参画を模索した歴史があつて、その上でファミリーグループカンファレンスの導入の重要性が検討され、導入に至つた経緯が示唆された。

#### D. 考察

日本における家族参画事例について全国の児童相談所より事例を収集した結果、日本においても援助過程で家族参画が実施されたと児童相談所が判断し、記入がなされた事例は具体的に存在し、その取り組みが進められていることが分かった。その中で、この調査だけではその多寡について断じることはできないが、援助プラン作成の段階で当事者の意向は反映されるが、その場への参加は半数にとどまっていることが分かった。加えて、虐待者や虐待者以外の家族については7割以上が参加している一方で、子どもに対しての援助プランが話し合われ

る場であるものの、当事者である子どもの参画に関しては3割程度に留まっていることなどが分かった。加えて、事例はあるものの、その事例が共有されていないことは課題と考えられた。

平成18年度に政策科学推進研究事業プロジェクト提案型研究において、試行的に研修プログラムを実施したK都道府県において実施された取り組みについての創作事例からは、当事者が主体性を持って取り組むまでのプロセスが示された。同時に、当事者参画に至るまでのワーカーや児童相談所からの集中的な関わりや、多大な労力が必要であることが示唆され、この点についてはワーカー数等の充実と共に、例えば受容の役割、対立の役割など、複数の役割が必要であることが示唆された。

M都道府県、W都道府県において、ファミリーグループカンファレンス講習会を実施し、さらに研修のあり方について検討を行い、本年度における研修テキストと研修用DVDを仮作成した。

ファミリーグループカンファレンスを先行して適用したイギリス、アイルランドにおける適用例について、情報収集と検討からは、公的な機関は関与するものの、コーディネーターは独立した別の機関の機関が中立的に関与している。

加えて、特にアイルランドでは法的な枠組みとバックアップがあった上での実施が行われていた。また、それ以前の家族参画についての歴史があつた上でファミリーグループカンファレンス導入が行われていた。日本における導入については、導入にあたっての土壤作りと、加えて日本の現状にあつた方法が模索される必要が示唆された。

#### E. 今後の課題

次年度以降の研究の進行に際して、いくつか課題が明らかになった。まず、日本での家族参画事例について、本年度は単純集計と記述を中心として検討を行ったが、いくつかのパターンが存在することが示唆されたため、その類型化について統計的な検討を行い、家族参画についていくつかの類型を示し、その上でわが国の土壤やケースの特性に合わせた検討を進める必要がある。特に、他の分担班における精神保健福祉のサービスが必要とされるケースや性的虐待

のケースについても、どのような類型があったのかについて有機的な連携を行い、検討を進める必要があろう。

講習会、及び創作事例からは、家族参画を行う以前に、それを行える環境・状況の醸成に大きな労力が必要で、ファミリープリザベーション、特に家族再統合の枠組みを作るにあたって、手法の開発と検討が必要と考えられる。また、他国と比較して、法的な枠組みが不十分であることは他の先行研究も含め度々指摘されている。ファミリーグループカンファレンスについても、わが国にどのような法的な課題があり、また現状でどのような法的枠組み等を使っていくことができるのか、あるいは守秘義務等について、関係機関、あるいは親族や地域に公表していいのかなどについても検討が進められる必要があろう。

最後に、ファミリーグループカンファレンスは、ニュージーランドで開発され、北米、ヨーロッパ諸国、イギリス、オセアニア地域などで、環境に合わせた適用が行われているが、日本においても地域特性や様々な状況を考慮する必要がある。そのため、本年度情報を収集、検討した、イギリス、アイルランドとは異なる法体系や子ども家庭福祉の体制を持つ国々での適用例も検討し、わが国への適用にあたって、その方法や具体策については慎重に検討を進める必要があろう。

また、全般にわたって、新たな検討や不可欠な要件、あるいは適用方法が考えられた場合、最終年度の完成に向けてそれらを柔軟に取り入れたテキスト、及びDVD等の教材の作成を行い、さらに検討を進める必要がある。

---

<sup>i</sup> 才村純 (2007)「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究」  
『日本子ども家庭総合研究所紀要 第43集』

<sup>ii</sup> 高橋重宏 (2007)「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」  
厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業

## 調査結果

表 1 精神科医の配置 (MA)

	度数	割合
常勤	17	14.5%
非常勤	80	68.4%
配置なし	1	0.9%
その他	23	19.7%
合計	116	100.0%

表 1-1 非常勤の週あたりの時間

	度数	割合
2	5	25.0%
3	2	10.0%
4	7	35.0%
5	1	5.0%
6	2	10.0%
8	1	5.0%
16	1	5.0%
20	1	5.0%
合計	20	100.0%

表 1-2 非常勤の月あたりの日数

	度数	割合
1	14	21.2%
1.5	1	1.5%
2	22	33.3%
3	3	4.5%
4	12	18.2%
5	7	10.6%
6	4	6.1%
7	2	3.0%
15	1	1.5%
合計	66	100.0%

表 2 分離事例等における家族参画型実践事例の有無

	度数	割合
あり	72	61.5%
なし	45	38.5%
合計	117	100.0%

表 2-1 家族参画型実践事例の内訳

	度数	割合
家族、親族が自主的に解決策を話し合った事例	27	16.7%
児童相談所が中心となって場を設定した事例	52	32.1%
家族、親族と児童相談所が一緒に解決策を話し合った事例	85	52.5%
合計	162	100.0%

表 2-2 虐待種別

	度数	割合
身体的虐待	88	57.1%
心理的虐待	19	12.3%
性的虐待	9	5.8%
ネグレクト	38	24.7%
合計	154	100.0%

表 2-3 主たる虐待者 (MA)

	度数	割合
実父	46	28.6%
実母	100	62.1%
養父・継父	13	8.1%
養母・継母	3	1.9%
祖父	1	0.6%
祖母	2	1.2%
その他	8	5.0%
合計	161	100.0%

表 2-4 虐待者の情報

	度数	割合
精神障害	27	18.5%
人格障害	22	15.1%
知的障害	11	7.5%
被虐待歴	19	13.0%
該当なし	67	45.9%
合計	146	100.0%

表2-5 家族の児童相談所へのかかわり

	度数	割合
対立的で関わりを持とうとしない	7	4.4%
対立しながらも関わりを持とうとする	57	35.6%
対立的ではないが関わりを持とうとしない	7	4.4%
対立的でなく関わりが持てる	94	58.8%
合計	160	100.0%

表2-6 援助プランへの家族参画の有無

	度数	割合
ある	89	56.0%
なし	70	44.0%
合計	159	100.0%

表2-7 家族参画が行われた時期 (MA)

	度数	割合
ケースの受理・調査の段階	32	19.9%
一時保護中	72	44.7%
継続指導・児童福祉司指導の段階	39	24.2%
施設入所・里親委託中	70	43.5%
施設退所・里親委託解除の段階	14	8.7%
子どもの自立の段階	2	1.2%
その他	11	6.8%
合計	161	100.0%

表2-8 家族参画した人または機関 (MA)

	度数	割合
児童本人	48	29.6%
虐待者	139	85.8%
虐待者以外の家族	122	75.3%
児童福祉施設職員等関係機関職員	55	34.0%
関係機関職員	56	34.6%
その他	21	13.0%
合計	162	100.0%

## 2-9 家族参画の場面を設けるための事前準備

・「応援ミーティング」を実施する前に市職員、施設職員との打ち合せを行ない、「応援ミーティング」に対する共通認識を持った。

- ・外国人ケースだったので、通訳を頼んだ。
- ・主治医との面談を行い、虐待者の退院計画、退院

後の生活など話しを詰めた。

・家族、親族に個別的に接触し、受け入れ可能なプログラムを検討した。

・このケースは、児童を職権にて一時保護、保護者の同意を得て入所に至った。一時保護中に親子再統合プログラムを作成、当事者にはプログラムのオリエンテーションを行った。プログラムはWrと保護者の面接を中心に行い、プログラム内容に添って児童心理司や施設職員による児童へのカウンセリング等を実施している。

- ・これから話し合う事柄の概要説明。
- ・サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ手法のアセスメント・プランニング表を準備。

・児童相談所と父母は対立関係にあったが、児相が委任した弁護士から父母に対して、児童相談所との話し合いに応じるよう指導をしてもらい、そのうえで、父母が児童相談所と対立するならば、弁護士が介入することを示した。再統合を進めるにあたっては、介入時に対立関係にあった職員とは別の児相職員が担当となった。この担当交代にあたっては、父母の意向を弁護士が聞き、弁護士から児相に意見をし、児相が受け入れたという形をとった。そのうえで、父母に対し、援助プランを提示した。

・スタッフによる打ち合わせ。子どもの心理士による定期面接の実施。

・すでに家族（母親）と本児の間で、今後の生活について話し合いができるおり、それを事前に聞いておいた。

・それぞれの家族、関係者への現状説明及び今後の処遇方針説明。

・父親を参画させるため、小学校が父親に児相と相談するように勧めた（関係機関の集まつたケース会議でこのことを決めておいた）

・同居の伯父（障害者）の生活改善を福祉課とす始めた

・とくに準備はしていない。

・トラブルが生ずる前の普段からの家庭訪問を繰り返す中で、児童相談所と家族の関係性を深める作業を行う。

・母の状態像の確認（？？した）関係者の役割分担、プログラムの検討

・不安を一番感じている職員とともに、サインズ・オブ・セイフティの様式を用いて、「うまくいっているところ」「不安なところ、心配なところ」「これから起こるといいこと」などを整理した。それを母と親族に見せるために清書した。

・プランニングの作成。施設との事前打ち合わせ。

・プランは児相が立てたが、実施前に家族側、施設側への説明を行った。

・プログラムの検討（関係機関と協議）。病院、施設と打ち合せ。

・プログラムの作成、関係者と共に、面接チームの編成。

・プログラムの事前説明。

・保護者の理解を得るための説明(2)

・医療機関との協議。

・遠距離にある乳児院では、親子の関係が結びにくいくことからまず、近くの児童養護施設を親子支援の

場にすることを準備した。

- ・家族（実母）以外の関係者・支援者で事前に打ち合わせをし、提示するプログラムの内容についての細かいすり合わせや意見交換を行った。同じ方向での支援を展開していくためには、この準備を丁寧に行うことが必要である。
- ・家族、親族、関係者・機関に事前に協議場面を設定する趣旨を徹底した。
- ・家族が設定した為、特になし。
- ・家族それぞれとの面接。医学診断・社会診断・心理診断。家庭裁判所に申し立て（法28条）。
- ・家族についてのアセスメントとカンファレンス。家庭の間取りなどの情報を得るために家庭訪問。通訳を交えたカンファレンス。
- ・家族に関してできるだけ多くの情報を収集し、より客観的な立場で判断できるよう、各分野の専門職により多く関わってもらうよう配慮した。
- ・家族に関する情報について事前に関係者で共有し、家族が入って行う会議の目的を確認。
- ・家族の成育歴等の十分な聞き取り。
- ・家族以外のスタッフでのミーティング。
- ・家族再統合を目的とし、カウンセリングや面会等のプログラムを準備した。
- ・家庭状況の把握。父のアセスメント。
- ・家庭復帰となった場合の地域の受入体制の調整。
- ・家庭訪問等、親、及び親族との調整。子供の主治の医師の意見聴取。施設職員とのカンファレンス。
- ・介入前の家庭の状況は虐待であるという事実を実母、養父が受けとめるように説明。虐待による本児の状態の説明。
- ・各々別場面で面接する。家族それぞれの思いの相違、共通する部分を整理する。
- ・各機関でケースカンファレンス実施。
- ・各機関で事前カンファレンスを行う。
- ・各個人との個別面談及び各々の社会診断。基本情報の共有と課題の整理。パワーバランスのチェック（特に経済面を中心）。
- ・学校と児相との面接。学校と児相と協議。
- ・学校調査、参加者の個別面接、行動観察（児童本人）。
- ・関係機関（小学校、医療機関、市福祉課、保健師）への意見聴取。本児及び家族への生育歴、意向聴取、面接。
- ・関係機関、親族、虐待者の意向確認。児相と関係機関との援助方針の調整。
- ・関係機関からの情報収集。カンファレンス。（2）
- ・関係機関で意見調整をした上で、場面を設けた。
- ・関係機関で打ち合わせ。
- ・関係機関との話し合い。（2）
- ・関係機関によるケース検討会議。
- ・関係機関のネットワークミーティングを行い、共通理解を形成していった。父母には「応援団がいるから皆で考えましょう。どうしたいかも教えてください。」というような誘いで参加してもらった。
- ・関係者会を開催し意見をきく。
- ・虐待者の理解能力に対応した説明をするために説明事項を整理し、絵を用い説明。協同作業で作成したプランを虐待者自身の字でまとめてもらい虐待者

に保管して頂いた。

- ・虐待者への個別面接、家族へのカウンセリングの実施。
- ・虐待通告として受理し、家庭訪問した際、明確な虐待宣言と今後も様子を見させてもらうことを伝えた上で、児童相談所の相談機能について情報提供した。家族は当所の介入に拒否的だったが、その後、「子どもの対応に悩んでいる」と自主的な相談につながった。
- ・警察からの身柄付き通告で、一時保護に至ったケースにより、保護当日から場面設定が必要とされた。世帯は世帯主である実父が遠隔地に単身赴任で業務多忙のため不在。もう一方の保護者である継母が日常の養育にあたっていた世帯であった。当初に数回、継母との面接を実施し、継母を仲介しながら、実父とのコンタクトをとるなどして、事前の家族間調整を図った。
- ・行為が虐待であることを認めてもらう必要があるため、面接を繰り返してその認識を持ってもらった。
- ・座席の準備（本児の希望により）。
- ・再統合のための支援プログラムを作成して、虐待者に提示した。祖母の同席面接については、センターが設定したのではなく、虐待者自らそれを望んだ。
- ・再統合プログラムの説明。プログラムに参加する前の施設での面会等、様子の把握と詳細の確認。
- ・参画する家族、児童から事前に持ちやい分けを聴取。課題を整理して、話し合う目がやけないようにした。
- ・参画できる家族・親族へ面接し、意向調査（聴取）。本人の意向聴取。
- ・子ども家庭支援センター、保健師、乳児院等のケース管理者と事前にプランを協議した。
- ・子どもに今後の生活について意向を確認した。また、虐待者に対して祖母・離した父とも面接させてもらう事の同意をとった。
- ・市のこども課、小学校、保健所、警察と関係者会議を開き虐待者（母）の（父）や父（祖父）の理解と協力とが必要であることを説明した上で、虐待者の（父）にきっかけを行った。
- ・施設との事前打ち合わせ。
- ・施設との十分な打ち合わせ（施設側の意向・思いを聞き、児相側の意見・方針を伝え、者的方向性の確認）。レーメンプランを事前に施設にかけ、意見交換。
- ・施設との打ち合わせ。
- ・施設のWを中心に事前打ち合わせ。
- ・事前に関係機関で話し合いを持った。方向性を確認した。
- ・事前に関係機関の意見調整を実施した。家族、それぞれの意向を個別に聴取した。
- ・事前に祖父に会い、祖父の考え方について聞きとり、協力を頼した。
- ・事前に父親と面接を行い通所方法等の調整を行った。
- ・児に障害の向があったため、託医、担当心理司から家族に対して障害の特や対応について説明。
- ・児相と関係機関がプランを作成して親に提。

- ・児相の担当者間でのケースカンファレンス（当事者参画型で援助方針を立てていくことの確認）。
- ・児相側が法的に当該児童を るための学 。
- ・児相担当者間でのケースカンファレンス（事前打ち合わせ）。
- ・児相内で対応会議を行い、家庭復帰するにあたってのリスク判断、リスク のための対策を検討。祖父母の援助が必要と考え、それを がる母へ指導を行い、祖父母を するに至った。
- ・児童に対する支援及び ニタリング体制の 施設との 。児童の心理的支援体制の 。
- ・保護者に対する支援体制の再 。担当福祉司とプログラム担当スタッフの役割の明確 。
- ・保護者と対立関係にないスタッフの配置。
- ・児童相談所が「理 なく保護し、理 なく帰せない」のか、について保護者に問い合わせ、保護者自身に考えてもらう。その上で保護者自身の から、が不 し、 をすれば いかを自ら話せる場面をつくる。
- ・児童福祉司と児童心理司が協力してプログラム作成。
- ・児童本人の精神的 が心配された（リストカット等、自虐行為、 聰、解離）ため、精神科への入院 治療。
- ・実父母の意見をきく。関係者会を開催し意見をきく。
- ・実母、実父の日時調整。同意書の作成。
- ・実母と母方祖父母、伯母との関係調整を行った。
- ・主治医に母親の状況を確認してから面接実施。市相談員や施設職員と事前に打合せを行い役割分担を決める。
- ・手 、 等の相 付（児相が介在して）。家庭訪問で、実父の意向を確認し、それを児童に伝えた。施設職員から実父の 持ちを児童に伝えた。
- ・所内で、所 、課 、児童福祉司、児童心理士、 援 などのメンバーで、プログラムを作成した。
- ・所内で、父親像について確認し、アプローチの方法を検討した。
- ・所内でチーム（福祉司、心理司、親子支援チーム 2 ）を編成。家族参画を設定するにあたり、プログラムを多 的に作成できるよう事前準備した。
- ・所内での役割の分担。
- ・所内で事前に協議。
- ・所内で対応会議を実施。関係機関でケースカンファレンス実施。
- ・場の設定・確保（日時、場所）。児童と家族・親族との面会。
- ・場を設定することへの、父や父方祖父母の同意を得る。
- ・情報の共有。
- ・職権による一時保護ケースであり、保護中の児童の意 を しながら、保護者面談を設定。
- ・職権一時保護、法 28 条による施設入所を った児童相談所に対する母および母方祖父母の不 感は く、母は児童相談所との面接を拒否している。母方祖父母は母方 母の相談者でもある心理学教（学校心理士）の同席を条 に面接を した。当初は教 の 学 内での面接を実施した。その後、

学での面接設定ができなくなり、児童相談所において面接を行っている。

- ・親との個別面接において、関係者との会を行うことを十分説明した。関係機関の のケース会議を行い、家族への対応を前もって調整した。

・親とは、以前の児担当者への不 を整理し、今の児相の親子再統合への考え方を提示。同時に施設への不 についても改善の 力をする等、親の い分に理があることは、 体的解決手段、目 を提示する等、交 的なやり方に り換えた。施設とは、本児の親子再統合プログラムを作成してもらい（当時、

としてプログラム作成検討委員会が立ち上がった段階）、面会中断していた 親の再会に向け、十分な体制作りをしてもらう調整を図った。児童については、再判定を実施した。これまでの対応を し、児相主体の家庭訪問、施設訪問で 接情報収集・意見交換を行った。

- ・親と子それぞれに もちをきき、整理する。
- ・親子相 の意向を確認し、共通した目 が持てるように配慮した。

・進め方、伝え方など詳細内容の確認、役割分担。

- ・数多くの家庭訪問を実施し、親の意思の把握と確認。子供自身の 持ちや考え方を伝える。施設職員とのカンファレンス。

- ・祖父母、母の伯母に し、親族間での話し合いをするよう指導した。

・祖父母との面接（家庭訪問等）。職権保護した経の 介と理解を得るために。母は、祖父母の協力もめたくないし、施設にも入れたくない、母子で生活を望んでいたが、母子での な状況であった。現状打 するためにには、祖父母の協力が必要であり、今後の継続的支援を 頼した。

・祖父母との面接（家庭訪問等）。父母像、生活実態を知るとともに、家庭訪問時の状況を伝えるため。職権保護、28条 置にあたり、祖父母の理解と協力をうるために。

・祖父母との面接（家庭訪問等）。保護した経 の 介と理解を得るために。母は祖父との確 があり、 に祖父の協力を めることができなかった。また、母は子どもが 人いるが、 人とも父親が なっていた。母の生育 等、状況把握のため。また、母には定職がなく、母子で生活するには と思われた。現状打 するためにには、祖父の協力が必要であり、今後の継続的支援を 頼した。

・祖父母面接（家庭訪問）では、母は祖母から受けた虐待を今も くに持つており、祖母も母を れていた。職権保護等 制 行に当たり、事前に祖父母の状況把握、祖父母に理解と協力を 頼する必要があった。また、母は 状況にあり、病院に入院する場合、祖母の同意が必要であり、協力を得る必要があった。

・他児相で対立関係にあったケースで、 居後当所の いになった。職権による一時保護も 野にいれ、係りはじめたが、一時保護のかわりに祖母 での本児の養育を 解したため、 一段階として虐待者と話しができる関係 くりから入った。

- ・ 、 2 、 とステップを 。母・本児父・母・父・母・本児 父・母・本児 - 他の同 、

家族面接及び個別面接、 行に実施する。

- ・ 回目の話し合いの前には、施設と家族の状況、子供の状況について、十分な情報交換を行った。それ以 は話し合いの中でのやりとりと、事前に分 どの打ち合わせの 。面会から外 へのステップアップについては、事前に児相・施設間で協議し、校は め決定しておいた。
- ・ 担当する職員間で、保護者・子どもの状況を 分 把握しておく。
- ・ 担当児童福祉司、心理職員、保健師等で支援チー ムを 、家族支援プログラム作成にあたり話し合 いを持った。
- ・ 中国在 の祖父とメール・手 のやりとりをした。母の入院している精神 病院のワーカーと を取 り、協力 した。病院の協力で、話し合いの場を設定した。祖父の 日について の確保等の調整をした。
- ・ 当所と施設で事前にカンファレンスの実施。
- ・ 当所及び施設で事前にカンファレンスの実施。(3)
- ・ 同居人の裁判の 聴し、子相で母親の意向を聞く。施設の Wと事前打合せ。
- ・ 特に準備はありません。
- ・ 日時の調整を実父に 頼した。
- ・ 日 調整。場の設定・確保(日時・場所)。児童との面接機会の設定。
- ・ 日 調整について、特に父の勤務の 合に配慮して、自 的に できるように、施設と児相側の事前カンファを 入りに行った。
- ・ 入院後関係機関で2回ケース会議を開催。退院後の生活内容については詳細な打合せをする。
- ・ 入門施設のこれまでの家族支援の方法・方針を理解するため、度も施設に を び、今後の支援の方法について共通の意識を持てるよう準備をした。また、母にはこのミーティングが家族を応援するための話し合いであるので自 に意見を って しい、と事前に面接をし、内容を説明した。
- ・ 被虐待児を家庭復帰させるために、必要な条 について関係した機関との検討。
- ・ 非常勤の小児精神科医と協議。家族(父)に上 rとの面接を 示。
- ・ 必要な社会 の準備。
- ・ 必要な情報を提供すること。
- ・ 表面上対立しないが、内心対立的であったため、母との面接を に行う。
- ・ 父への指導。母が病 であることへの理解。
- ・ 父母、父方祖父母(別居)の、「児童の処遇についての」意向確認。児童の意向聴取。家族(特に母)と児童の面会の実施。関係機関(学校、母の主治医)からの意見聴取。
- ・ 父母それぞれの継続面接の れの中での合同ミーティングであり、それに関しての準備は特になし。あえて えば、定期的・継続的な相談関係の 持。
- ・ 父母との定期的な面接。
- ・ 父母と共に祖母に 所してもらった。
- ・ 父方 父への事前調整。
- ・ 別 を準備し、当日、 親に提示した。
- ・ 保健師、医療機関等の協力により、祖父と当所の面談を実施するなど。

・ 母の個別面談(定期的)を 、母との関係作りを行った。

・ 母の 託医によるカウンセリング。児童本人と施設職員との面接。親族との話し合いの必要性を母と話し合った。

・ 母の精神状況の確認のため、主治医との事前確認(病状)を 入りにおこなった。施設入所中の子どもの状況、母と子どもの関係( 話、外 、面会等)の確認。

・ 母親に、プログラムを説明した段階。

・ 母親の本児に対する思いや、今後どうしたいかを確認。本児の生活する場について見通しを伝えた。

・ 母方、父方それぞれの祖父母と面会し、解決策について意見を聞く、母の意 も確認した。

・ 法 28条 用ケース。家裁の 判を経て里親委託。家族再統合プログラムを して提示した。

・ 本事例は、児童の家 による警察の保護の中で養父からの性的虐待が われる事実が判明し、警察よりの児童の身柄付き通告があり一時保護に至ったケース。事前に警察より保護者に児童相談所へ通告する旨、 してあり、児童相談所からの び しには 的スムーズに保護者は応じた。

・ 本児の 持ちを 分確認した。

・ 本児へのケア・サ ート。母と本児の関係援助(本児が < できなかつたため)。

・ 本人を在 復帰させるに当たり、事前に援助プランを作成した。

・ 親から 親の生育歴の確認や、 祖父母の現況確認。

・ 話し合いの目的、内容について事前に協議した。

## 2-10 家族参画実施の目的

・「家族の力」を導入し、 立していた母の養育を改善するため。

・ が不 な養育にあたるのか理解して頂くこと。 どういう状況になれば、家庭 きとりが可能になるか理解して頂くこと。

・ 外 にいたるステップを す段階で、施設から心配な がたくさん児童相談所に せられた。また父方祖母からも、実はこういうところは心配という話が入る。母自身には 接話がないままに、こんな心配があるのではないかという話ばかりが なった。現状はどうなっているのかの検 と、接、母にまわりが不安だと思っていることを知ってもらつたうえで、母の思いと にすることを皆で明確にする必要性を感じたため。

・ 家族の再統合を目指した時に、父母が 立し、虐待にいたる を らすための支援として取り んだ。

・ 家庭復帰に向けた手 の確認

・ 家庭復帰に向けた手 の確認

・ 関係者の共通理解・母に理解しやすい形でのプログラムの提示

・ ケースの居 地がセンターから遠方もあり、身近な相談 、支援者の 在について家族に 知してもらうこと。家族の 立 を 。家族を め状況と今後について共通の認識を持つ。家族の希望(子どもの希望、虐待者である実母の希望についての代

- 弁者でもある)も取入れての支援の検討。
- ・コンセンス、アレンティングプログラムの実施。
  - ・それまで参加しなかった家族員を養育に参加させたい(という目的)。
  - ・はっきりとした目・期間等を認識させる。
  - ・母には精神があり、母のと相談しても援助の方向が決めることができないため。・父が養育に参加していなかったため
  - ・プラン作成及び、役割分担。
  - ・プログラムを進めるにあたり保護者との共通理解と同意のため。
  - ・保護者の生活のたてし
  - ・保護者の生活のたてし
  - ・本児の家族再統合に向けて親族の協力体制をつくる。
  - ・安定した養育を整える。その為に、本児の保育用と実母の病状回復。
  - ・育児への援助を父、祖母(祖父)がどのようにできるのか。
  - ・一時保護や的保護の必要性の理解、保護の目的の明確。の家庭き取りに向けての理解。
  - ・一時保護後の行と今後のフローレンス体制について。  
対応時の体制。
  - ・援助での役割認識を共通理解するため。
  - ・家族が、提示されたものをただこなすのではなく、しろ主体的に、得してプログラムを進めていかれるように、当事者をめた員で確認する場を設定した。
  - ・家族からの希望。
  - ・家族に支援を得るため(祖父母等に近い所へ居する事となっていた)。
  - ・家族の関わりのい所をし、家族が同じ目を持っていけるようにした。
  - ・家族の再統合に向けて、関係していた継母と本児童の関係(継母からの身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待)調整が必要であった。継母の養育理は、しい向き合いが主であり、本児童のさ、を見るという面が不しており、児に対する情のかたよりが見られた。児童相談所の児童福祉司等が、実父参加のもと継母の面談を数回実施し、継母の子育て観について、改善を図ることをした。
  - ・家族をエンパワメントするため。家族が立していないことを家族自身に理解してもらう。家族の望や、がんばっているを関係機関に分ってもらう。
  - ・家族間の感情的問題を調整し、児相の方針を伝えるため。
  - ・家族関係の。(2)
  - ・家族再統合(28条ケース)。しい知識をもつ。ケアの方法を学ぶ。
  - ・家族再統合、虐待の事実を認めりかえりを行い再を、家族の安定、調整。
  - ・家族再統合。(2)
  - ・家族再統合と家族間問題のきのため。
  - ・家族再統合の実性をめるために。
  - ・家族支援プラン、プログラムの提示。これについての意見交換。体的な今するきことを今後、体的にどうしたらいいか。

- ・家庭への支援を受け入れる体制くり。自分でできるを考えもらう。
- ・家庭きとりに向けた家族間調整・フローの体制の確認。家庭きとりに向けた親子間調整。ニター機能についての家族との確認。
- ・家庭き取りにあたって、祖母が母の養育を援助する。
- ・家庭き取りに向けて、実際の生活がイメージでき、応用できる準備を目的とした。
- ・家庭き取りに向けての、子供の安な養育の確認など。在支援にあたっての関係機関との調整。
- ・家庭き取りに向けて育児方法を体的に学んでもらう。虐待者の生活状況の把握及び指導。
- ・家庭取りに向けて、関わり方、しつけの方法を身につけるという目的。
- ・家庭取りを目的とし、そこへ進めるまでのを確認するため。皆が家族の応援者であることを伝えるため。
- ・家庭取を前提とし、家族が本児の特を理解し、な対応を身につけてもらう。
- ・家庭の改善。
- ・家庭支援、父母の中をしてある。再スタートの準備を整える。
- ・家庭内での家族状況、本児の心理特性及び家族間の理解度を把握し、虐待者及び本児の援助を進めるため。
- ・家庭復帰を前提に、その段階的取の共通理解をはかる。
- ・関係者の現状認識の統一。ケースの今後の進め方について。
- ・基本的には、家族と共にリスクや不安、希望やストレングス( )、ールなどについて話し合いをしていくことで、子どもにとって安な養育をどのように成していくかについての検討を家族と共に実感していくことで、課題を共有し、家族のチーショーンの持とな養育に向けた行動をとつてもらう。家庭復帰のためには、父の行動のを家族がサポートすることが要であり、家族の協力体制を作る。子どもへの再被害のためにプログラムの実施期間などを確保する。
- ・基本的には、家族と共にリスクや不安、希望やストレングス( )、ールなどについて話し合いをしていくことで、子どもにとって安な養育をどのように成していくかについての検討を家族と共に実施していくことで、課題を共有し、家族のチーショーンの持とな養育に向けた行動をとつてもらう。
- ・基本的には、家族と共にリスクや不安、希望やストレングス( )、ールなどについて話し合いをしていくことで、子どもにとって安な養育をどのように成していくかについての検討を家族と共に実施していくことで、課題を共有し、家族のチーショーンの持とな養育に向けた行動をとつてもらう。養育のスルアップのためにアントトレーニングの受を勧めたり、父方実家の協力を得ることで、養育のを上げていくこと。
- ・父による性的虐待を知らされた実母の児童を養

- 父家庭から分離し、実母方親族に けたいという提の実現性の確認・検討のため。
- ・虐待に った要 が家族内の関係性にあるとの表が虐待者からあつたため、その要 を家族 体で考えてもらつ事を目的とした。
- ・虐待の再 と、生活 の改善。
- ・虐待リスクとして、保護者が祖父母の援助を望まないことが られたため、援助を望 であろう祖父母と面接を行い、本児の養育を援助してもらうよ う 頼することで、リスクの を図るとともに、保護者の育児 担の と、本児の情緒的 をすことを目的とした。
- ・虐待児の家庭復帰、本児の不安解 。
- ・虐待者（母）本人から、 病のため精神的な不安定を理 に、児童の保護（施設入所）を めてきたが、一時保護中の家族、児童と面接を続ける中で、 方が理解し合うことで、家庭 き取りが可能との見立てが たことから、当事者（家族）自身で判断し、決定してもらう。
- ・虐待者である父からの本児の分離と、分離後の母子の生活の安定を図るため、親族の協力を得る。父への指導、援助方針について理解を得る。
- ・虐待者に、現状の理解を め、意見を聞くことで主体的に考えてもらう。
- ・虐待者の い意向により、親子再統合プログラムの作成と、内容の理解。
- ・虐待者の（父）を児相に び「母が虐待をしており、児相としてもこのまま 置しておけないので、施設入所等を考え るを得なくなる。家族・親族で協議して しい」と父に伝えた。
- ・ 体的な再統合条 をさ るため。
- ・見通しを示していくことにより、保護者の意向を確認する。
- ・現状についての共通認識と今後の目 設定。
- ・現状についての共通認識と今後の目 設定。
- ・ いの 持ちや、家族内のコミ ニケーションを共通認識し、より 展的な方向性や、 に えていけるよう話し合った。
- ・ 校入 まで、間近であること等により、施設側の受け入れが しく、本児自身も施設入所ではなく、親族（父方祖母）への で生活することを望んでいた。
- ・今後の再統合及び再 、プランの提示。
- ・今後の生活について関係者間で情報を共有し、母親・本児の希望を関係者間で応援した。
- ・再統合に向け、母の支援をするため。
- ・子どもの自立支援のためには、保護者の協力が不可 な上、子どもにとって 善の を実現するための支援者のネットワークを くことが必要であると判断したため。
- ・子ども を再度虐待者の に返すことは不 だと考えたため、施設入所か親族による養育か ったが、子どもたちの意向を確認して、祖母による養育を望んでいることがわかった。祖母の で養育していただくように祖母と接触をはかった。
- ・子供の状況を、家族、施設、児相で共有する事。ステップアップする為に、 体的な目 を家族と一緒に作り上 ること。

- ・施設主導で再統合への取り が進んでいたが、親の不安の さが見受けられたので、まず、児相と親とで現状の思いについて共有し合うため。
- ・事 後、本児を一時保護、施設入所させていたので、祖父母 への き取りを考えて話し合つていつた。
- ・児の安 と健 的な育ちに対して、一緒に話し合う場を持つことで、援助関係 を目的とした。
- ・児相の援助方針を確認し、実行する際の自 をすため。
- ・児童が家へ帰りたいと った時に、家庭復帰が可能な を期に作る。
- ・児童が家族になじんでいくこと、これまでの が まってお いに自 な関わりが ることを目的としている。
- ・児童が心配している（ 親に改善して しい ）について、 親と児相と明確に共有するため。
- ・児童が身近な 人との 頼関係を き、情緒的な安定を図り、 相応な自 表現の 方、他社との付き合い方を学んでいけるような関わりをしていくため、母子関係の を図っていくことを目的とした。
- ・児童の家庭復帰を目 に家庭 を調整。
- ・児童の行動特性を保護者に理解してもらい、虐待につながらないかかわりを すこと。
- ・児童の精神的な安定を図る。
- ・児童の養育協力（主たる養育者としての役割）。
- ・児童を施設から家庭に復帰させるにあたり、改善す き 等を保護者に理解してもらうことを目的とした。
- ・児童本人の安 確保。
- ・児童本人の安 確保。 時の対応。
- ・児童本人の精神 状の理解と、親子分離の必要性の理解。児童本人の自立 し。精神 状をま くに至った、成育歴上の問題 （親子の関係性等）の確認。
- ・児童養護施設からの 置 。
- ・実父母の不 により、母の精神状態を くさせていたため、親族も めて、今後について検討する必要があったため。
- ・実母からの分離。
- ・実母と子どもの再統合。
- ・職権一時保護以後、母は児童相談所との接触を一 拒否しており、施設入所中の本児童の援助方針への母の意向が されないため、母方祖父母との面接を通じて母の意向を確認し、さらに母との接触の をることと 作やリストカットがある母の医療機関受診を勧めることを目的とした。
- ・親に子どもとの健 なやりとり、コミ ニケーションを学んでもらうこと。
- ・親の き取り要 に対して、段階的交 の必要性を理解してもらい、その方向を確認し合うため。
- ・親子関係の改善と家庭復帰の可能性を させるため。
- ・親子関係の再生を目指している。親子再統合プログラムは調整後だと思っている。
- ・親子再統合（家庭 取りを め）を図るため。
- ・親族からの申し に基 き実施。

- ・人格障害の母にどのように対応するか。
- ・前回の取話しがした経があり、そこからのスタートだった。親はあきらめとこのままでいいのかのの中で、再チレンを決断。には、「児相側が体的目安をしてくれない、処に目を置けばいいのかわからない。」との親の不があった。にプログラムありきで、き継いだケースではあったが、面会の再会をする段階からの関わりができたため、「外」に向けて、親の当事者意識、子どもへの感情や対応を共有することで、子どもへの関わりの不安をさせたり、を立てたり、親が解決策を考え、それを支持することで、プログラムを生きたものとする目的で、参画を実施した。親が参画し、目（結果的に2ヶ月おき）に、児相のスーパーバイ一も入り者（親・施設・児相）の話し合いを行うことで、ケースの進行管理がに行えた。
- ・祖父母面接。立入調査、職権保護、28条置等に至る状況をしく認識してもらうため。28条置では面会通制があり、祖父母に面会、帰等の協力を得るため。取りのための祖父母の協力を得るため。祖父母、父同席面接では、プログラムを受ける事の理解と協力を得、意向を確認しながらプログラムを作成し、実践。祖父母と父の相理解を図る。客観的な状況把握と理解を図るとともにを実施する。
- ・祖父母面接では、常の交がなかったため、立入・職権保護・28条置等に至る状況をしく認識してもらうため。28条置では、母と面会通制があるため、祖父母に面会、帰等の協力を得るため。保護者面接では、プログラムを受けることの理解と協力を得、意向を確認しながらプログラム作成し、実践。客観的に状況把握と理解を図るとともにを実施する。祖父母、母同席面接では、祖母と母の相理解を図るため。
- ・祖父母面接は、取りのための祖父母の協力を得るため。保護者面接は、非協力的であったが、母の状況把握をするとともに祖父母の支援が必要なこと等を理解してもらうため。保護者、祖父と同席面接では、祖父母と母の相理解を図る。客観的に状況把握と理解を図るとともに、を実施する。
- ・祖父面接は、取りのための祖父母の協力を得るため。保護者面接は、母の状況把握をするとともに祖父の支援が必要なこと等を理解してもらうため。保護者、祖父と同席面接は、祖父母と母の相理解を図るため。
- ・退院後の生活について不安がきかったので、関係機関で提示し、実行してもらうため。
- ・退院後の本児き取りを父と調整する目的（母は人と別れる意がなく、退院後母のに帰ることはできない）。
- ・期日を関係者が共有。それに向けての取りく内容を決めていくため。
- ・段階的交の実現と今後の再統合を目指した見通しを再確認するため。
- ・中国在の祖父が、施設入所中の子どもをき取って養育する。
- ・同居定であった母方祖父母に、今後の協力についての確認と、児相の心配や関の方向について伝え、理解をめる目的。母方祖父母からので、父方祖父母も参加した。
- ・がい児童であり当事者不在の話し合いはありえないでの。
- ・被虐待児を家庭復帰するために、必要とした事項を虐待者だけでなく、同居家族員（児童を除く）の理解を得るため。
- ・時間がケンカにならずにいたいことが伝えられること。サーターがたくさんいることを実感してもらうこと。当事者のを関係者が接聞き、心情にった支援が役割分担ができるようになること。
- ・普段の生活状況を知る中で、その家族が現段階で、クリアできる課題がかを、体的に話し合い、問題解決に家族が参加しているとの実感を持たせる目的とした。
- ・父が対的な家であったため、児相がケースを動かすというよりは、父がわることで、家族体がい方向に行くと思われたため。また、その後のかかわりやすさにもすると思われたため。
- ・父に本児の特性（知的障害）の理解をしてもらうことと、知的障害児施設への入所の同意を得るため。
- ・父は児相・施設に対して対立的・的であったため、十分なコミュニケーションが取れずにいた。「虐待は認められないが、父子が再び一緒に生活していく事を望んでいる」というこちらの思いを伝え、父の意見もする事で協関係をくため。
- ・父子家庭、父の一方の養育感からの児童へのかかわりがうかがわれ、父子間の意思通がった状態がうかがわれ、児童の心情を実父、父方祖父母に伝えることを目的とした。
- ・父親と子どもとの再統合を目的としている。
- ・父母と親族の関係の調整（虐待者から子どもをできるだける体を作つてもらうため）。
- ・父母のコミュニケーション、親子のコミュニケーションの不の調整のため。
- ・父母に子どもをすことが不可能な状況であった為、父方祖父母、母方祖父母他親族が体的にどのような援助ができるのかを確かめ、現状で子どもの福祉にとっても望ましい援助策はかをる為に実施した。
- ・別居中で離の話しもでていたので、今後、親権者が父母、どちらになっていくかを整理する必要があった。
- ・保護者が意的に取りめるようになること。子どもがの外だったが、今後、家族交プログラムにしているという実感を子ども自身に持つもらいたかった。
- ・保護者との共通認識を持つ。
- ・保護者の近況の確認。保護者の意向確認。
- ・保護者自身が参画することで、目や目的意識がはっきりするので、意がまり成果が期待できる。
- ・母が家族再統合を希望していたこともあり、母の意向を時確認する必要があった。また、関係機関による支援もかなり多く得ていたことから、母の意向と関係機関の情報共同を図る必要があった。
- ・母が自ら決定する場を持ち、表明してもらう場を

- つくるため。母自身が表明することで、虐待のとを行ったため。
- ・母と子どもがい れは一緒に生活できるよう、母の支援体制を確立するため、子どもを一時保護し親族と一緒に面接した。
  - ・母への医療機関へ受診を目的として、被虐待児の施設入所を説得していくため。
  - ・母子の関係改善と家庭 取。
  - ・母親との生活が不安なくできるようにする。
  - ・母親に、プログラムを説明した段階。
  - ・母親に子どもをき取る意 がなかったため、実家でき取ることができるかどうか判断するため。
  - ・母親に目的を持ってもらいたい。段階を んで進めることで不 感や不安を らす。母親の えに対し、期に対応した。
  - ・母親への子育てでの支援を実施し、親子の関係復を目的とした。
  - ・母親自身の り返りと子どもへの接し方（かかわり方）について学 機会にする。
  - ・母方祖父母が当該児童を養子 の上、養育する。
  - ・法 28条 用ケースなので について検討するのに必 。
  - ・本児、退院後の居場所の話し合い。家庭復帰した場合の 意 の確認。
  - ・本児が在 生活をおくる際、地域と関係機関の支援がどの 度可能であるかを家族が共に確認する場を持つこと。
  - ・本児の き取りのために 体的に母が ること、す きことを明確にするため。
  - ・本児の家庭における安 安心を確保するためには、母親の行動改善、虐待行為に対する見 り体制、父親の自 の すことが必要と考える。そのためには父母及び児に対し通所面接を実施することで、それぞれの立場で自身を り返り自 的に行動の改善を図ることが必要と考え実施した。
  - ・本児の進 の として養父方祖父母 があつたため祖父母も めて本児にとっての 善を話し合うため。
  - ・本児をサ ートする体制を整えるため。
  - ・本人及び家族の問題を明らかにし、その解決を図るため。
  - ・目 期間・内容等を認識させる。
  - ・ 2 前に実母の退院から児童 き取りまでの期間があまりに く、しばらくして通院が ん、しだいに実母が不安定になり、児相、保健所、警察が一緒に介入して、実母が入院となったというくりかえしがあったため、実母本人を交えた支援者・機関の主たる目的は 度と実母と児童が離れ離れになって生活せずにす よう、無理のない計画を立てて、確実に安定した再統合を図ることに設定した。
  - ・養父からの性的虐待の いで、児童を一時保護したケースであり、児童と保護者の面会を制 した中で、実母、養父、児童の意 確認を行い、家族再統合の可能性を るため実施。(本ケースは、実母が精神 を有しており、祖父母の養育参加の状況、家庭の養育能力等について家族と共に話合う必要があった。)
  - ・養父と母、本児が養父方祖母と母方祖母との各々

の関係不調と養父と母の関係不調があつたため、問題の整理と当事者意識を める為。

- ・と した虐待のある家庭には帰さないことを明 。養父と該当児に 感のないおだやかな関係作りを目的に、養父の を め、養父の 力を母や児相から伝え関係 復を図る。

再統合のための支援プログラムを作成・提示するにあたり、虐待者の意向を確認したが、今後の養育については親族の協力が必要であり、面接を祖母も一緒に 回受けることとなつた。プログラムの一 で子ども との合同面接も実施した。

## 2-11 家族参画によって得られた成果

- ・(現在進行中) プログラムの内容、プログラムの 時期などを、保護者と決めたことが、保護者のチ ーション 持と、面接の継続につながつたと思われる。家族の意向でプログラムを実施しているという感 から、保護者とのラ ールが 期に得られた。内 の深まりも いように思われる。
- ・について、部分的に理解して頂く事が 、生活場面で虐待者が 意する様になった。
- ・回の話し合いでは しいが 度か機会をもつうちに、児童 母 祖母が いに対する理解を深めることが た。特に母 祖母の意思 通が くなつてきたことで母のストレスが され児童への虐待リスクもよりましな状況になった。
- ・の目的については、成果が られている。
- ・あった。( )
- ・ありました。家庭復帰後、問題なく せたわけではないが、その れに児相も協力していくことで、親子の関係が改善の方向に向かった。中学校との を親が意識的に行えた。
- ・ありました。親がエンパワーされた。意 的に交 がより いものになるように取り んでもらえた(課題の提 にも前向きに取り )。無理な要 がたりなど、交 との場にならなかつた。
- ・ありました。不安や心配を れた。
- ・ありました。母方祖母が、以後の交 に加わつた。段階的交 の 解が得られた。
- ・いままで となく母の ースでのびのびになつたが、 体的なプランが決まることで、プランにそつて進められることができた。関係機関で がとりやすくなつた。母に りまわされず、皆が同じ意識で進めていくた。
- ・かえって父の 感をかった。
- ・共通認識を持てるようになり、協 作業が可能となつた
- ・共通認識を持てるようになり、協 作業が可能となつた
- ・ケースの理解がより まり、スムーズに支援に入れることができた。虐待者の見えるところで今後のことを決定できた( 明性)。
- ・コミ ニケーションのよくなかった が、多 よくなつた。応援団を父が実感し、父の自 が上がつた(まん らでもないという表情)。関係機関が場に共有したことで、コミ ニケーションがよくなつた。
- ・これまであまり交 のなかつた、祖母が現状を知

り 回プログラム面接に同席してくれている。虐待者も一人では心細いところがあり、祖母の同席を望んでいる。子ども も祖母が面会に てくれたり、合同で面接できる事を んでいる。

・サインズオブセーフティを ったこともあり、目に見える形で話が進められた。 し付けや 制ではなく、一緒にやっていくというスタンスが伝わったと思う。

・それぞれの家族の思いが伝えられ、家族関係が するきっかけとなつたように思う。

・それぞれの思いを表明し、共有できた。親の意向の し付けではなく、家族で話し合うことの意識が 々に理解され、家庭 き取りが実現できた。

・それなりにあった。

・それまで、 的であった家族の協力を得られるようになつた。

・当家族には、これまで多機関が関わってきたが、母の から相談を受けてきた。父母が同席することで、家族の意見の調整ができるようになつた。

・ともすれば「児相が帰してくれないから一緒にめない」との思いが かったが、参画して取 ことにより、保護者自身が りないものを理解しようと 力した。結果として再統合ができた。

・話し合つた内容を保護者が り、家庭 き取りにつながつた。

・話し合つた内容を保護者が り、見 り（市福祉事務所）を行い家庭 き取りにつながつた。

・母は 々だが児童の施設入所に同意・生活のたてなおしに向けて関係機関、病院の助 を受け入れるようになつた。

・父母と児相がパート ーシップを結 るようになり、本児の にまれた ん が 体 で入院が必要となつたときも、 イス要 であるにもかかわらず、児相に すことはなく、話し合うことができた。

・プランへの意思統一。

・プログラムの内容を 現 することにより、保護者の児相へ対する不 感を しとどめた（今後は不明、 の見えない不安有）。

・本児は、しばらく養父方祖父母で生活、本児、母、祖母と定期的に面談を行いながら段階的に家庭復帰した。

・皆で一同に会し、施設と児童相談所で作成したサインズ・オブ・セイフティの用 を見せて、施設と児童相談所がどのように考えているかを母と親族に示し、おのおのが に意見を し合い、その用に書き加えたことによって、「 々 ではないだろうか?」という とした不安がなくなり、現在の問題 と、今後取り んでいく目 明らかになつた。母に 力して しい 、親族に協力して しい をはっきりと示すことができた。また母のよい 、うまくいっている についても、たくさんのことがあ られたことで、施設の母への がよい方にわつた。

・わからない。

・意識的に母が計画を立てたことをやろうとしていたこと。

・一時保護から施設入所といった分離期間中に、母

と養父で話し合い、 力を るうなら養父よりも子どもをとる母が宣 。養父は態度を改めるようになつた。通所指導にものり、面会なども該当児の 持ちに合わせて待つた。帰 時にも該当児との関係復のために、 りに行くなど 力をしている。

・一時保護を継続し、本児童の安 を確保する中で、時間をかけながら、保護者との協議を た。継母も め実父自身、 の子育て理 の 必要性は認識しながらも、見 しにはまだ時間が必要とのことであった。今後、児童養護施設入所 置に 行し、時間をかけながら親子関係の調整をし、本児童の家庭復帰を目指すことで、保護者と合意している。

・一方的な、させられる計画ではなく、その 度参

加した実母の意向、実現可能性を聴取しながら立てた計画であるため、実母が能動的に計画を進展させることができることのメリットがあり、計画は安定的に

している（現在、進行中の事例）。

・ きとりに向けて児童福祉司、施設、母親が同じ 調で進 ことができた。

・家族、施設、児相の 頼関係が深まつた。特に家族と施設で子供に対して、同じような見方が るようになり、家族が相談できるようになつた。家族が自分たちの課題に き、 体的に をしていくといふべき、自分たちの で るようになつた。

・家族の闇りの いところを し、共通の目 の設定ができた。

・家族の共通理解が得られた。

・家族の考え方を当所が認め、結果的に児童の施設入所につながつた。家族の 持ちをサ ートする形をとったため、施設に けっ なしにならず児童との間で定期的な面会等がある。

・家族以外の交 がなかったが、他社と交 し、通しがよくなつた。

・家族間の相違や、それぞれの認識の なる部分が把握できた為、より望ましいと考えられる をすることができた。

・家族参画によるプログラムを進めた結果、虐待者をクリニック受診（カウンセリング）事業につな 、医師の を受けることができた。その結果、精神 の いを要 から 除する事ができ、親子再統合に向けたプログラムを進めることができた。

・家族 てを集めることはできなかつた。個々に 話 してお いの意 、状況を伝えることで家族関係が調整されたと思われる。

・家庭への とおしと母の他者の支援の受け入れ状態。親子が安心してす せる時間が えた。

・家庭 きとりにあたつて、またその後の課題整理が家族と共に たかと思います。

・家庭 き取り後の児相の訪問受け入れ。家族と児相の 頼関係が けた。学校と家族の不 感が解された（家族の学校への不 感の を同じテーブルで せ合えた）。学校、児相の が になった。

・家庭 取り。祖父 で、母子、 とともに生活。保育所にも行けている。

・家庭 取り。祖父母 で、父子ともに生活。保育所を 用しながら、生活している。

・家庭 取り。祖父母 で、母子ともに生活。 向

し、学校にも行けている。

- ・家庭取りの見通しを持つことができた。一一進んでいるという実感を、母も回りの関係機関も実感できた。母の自の回復。不安なが明確になる。母と施設の頼がくなる。
- ・関係機関が意思統一して家族に個別対応していく。家族は数の場に相談しやすくなった。
- ・関係機関と母との関係が深まつこと。
- ・関係機関のネットワークが家族に知できたこと。
- ・関係者と保護者が同じテーブルで話し合うことにより、それぞれの考え方方がよく理解されたと思われる。
- ・関係者による現状把握ができ、ケースの進め方に見通しがでた。本児の（2）と初めて会う事ができた。
- ・虐待の再は認められないという児相の立場を明確に伝えられる。児相が対立した関係から、援助のシヨンに行できる。家族がをすればいいのかが明確になること。確認できる体的な課題設定をすることで進展状況が確認しやすく、共有も可能。援助で対立場面があつたが、基本的な児相のスタンスをきつつ、のための処方に結び付けていた。
- ・虐待の再は認められないという児相の立場を明確に伝えられる。児相が対立した関係から、援助のシヨンに行できる。家族がをすればいいのかが明確になること。確認できる体的な課題設定をすることで進展状況が確認しやすく、共有も可能。家族にフィットしたトレーニングプログラムに導入できる。人の参加によってプライートに子どもの安について家族が協力をめられるが確保できた。
- ・虐待の再は認められないという児相の立場を明確に伝えられる。児相が対立した関係から、援助のシヨンに行できる。家族がをすればいいのかが明確になること。確認できる体的な課題設定をすることで進展状況が確認しやすく、共有も可能。父の精神科受診につながり、病の診断からにつながる。
- ・虐待をエスカレートさせた要をり返り、保護者としての関わり方を客観的に見すことへの成果があつたと思います。
- ・虐待者である父の解のもと、父の父にきとられた。
- ・虐待者である母が、子どもと距離を置いてようとするがし見えてきた。今後も母子関係の当な距離を保つためのプログラムを実施している。
- ・虐待者で主たる養育者である母だけでなく、家族皆で養育するという意識付けが十分になされ、実践されている。
- ・虐待者と関係機関職員との関係性向上。虐待者が職業をえた（日中の事）。
- ・虐待者の在時間の。家庭内のルールがつくれられた。
- ・虐待者をめるだけでなく、本児の支援について、家族各々ができることをしていくにわりつつある。
- ・共通認識の中で進めることができている。

- ・共有した改善すべきにを当てて、面接計画を段取りしやすかった。
- ・事態やした状況に対し、関係機関の意見のれがなく、それによって家族の調整も的容に行なえる。
- ・体的な方向性を示す上で、一定の果はあつた感じる。虐待者自身は参加しなかったものの、実母が参加する事により、共通事項に対して一定の力となつた。
- ・者合意で一時保護、及び帰に向けて、話し合えたこと。体的な成果はわかりません。
- ・子育て機関（児相、児童など）に相談する意を持てた。子どもの成を待つこと、それを人にも話せるようになった。
- ・子供のことを考えて。実父母が今後について話し合えた。
- ・施設と子どもの関係がくしくしていたが同じ方向性の確認により、おいの考えが整理された。母子と福祉司との関係がになものとなつた。母子の関係にががれ、とてもな関係のとなつた。子どもの日々の生活りが改まつた（不校の改善など）。
- ・施設入所への同意。
- ・児相、親、支援機関で目が統一された。
- ・児相の心配や立場を接親族に伝えることができた。を合わせたことにより、その後のやりとりがスムーズになつた。父母とのやりとりでも、親族にオープンになっていることを前提にでき、やりやすかつた。
- ・児相内といらされたの中で、母子が安心して安にすすをすることで、「こうすればうまくいく」という実感を母子がもて、家庭にってからの養育にスムーズにされた。
- ・児童の実父に対する意識がした。
- ・児童の表情がくなつた。
- ・実父（実も同居）で生活することを本人は希望し、実母及び他の親族も同した。
- ・実父母にしは自分がられる。
- ・実母が、得して施設入所をんだ。
- ・実母が通院・するようになり、病状回復。
- ・実母と母方祖父母、伯母との関係が取れるようになり、母子関係のが図られた。
- ・実母のが継続されている。
- ・実母自身が子どもへの関わり方について学び、自身をつけて子どもへの面会を、子どもも安定した。実母自身が生き方を考え、母自身の自立を考えるようになった。
- ・主治医に事前に話しておいたことで、受診時には母親の持ちを十分聞いてもらつた。また、子相の意見に協力していただき、その度母親に助してもらつた。母親は理解できない時があつたが、現状では無理だということはわかつてくれた。
- ・手応えを感じている。プログラムによってールが明示されている事、一一プログラムを進めていくステップ方式は果的である。保護者がをにりかえれるようになってきている。
- ・しづつ、しづつ、児童と家族がつている段階であり、まだまだである。

- ・親が児相の方針に理解を示した。
- ・親が児相への拒否的向の進。親の子供に対する理解の進。
- ・親の内、が進、のコミニケーションがまつた。子との関わりをとおして、取に向けて、体的な不安がられる、不安の理・解決策をし合うことで、目に見える形で親の改善があった。共同作業をしている意識とその有性を親が実感してくれたことで、的になりがちだった親が、取が近くと、は処の機関に相談していくべきか、情報を知りたがる等、の見り体制作りを勧めるのにも及果があった。
- ・親及び親族と関係の深まりが得られた。
- ・親族が、虐待者である父を説得し、本児の意向にした解決策を決めた。
- ・親族による児童受入れ。児童本人の精神的安定、及び自立意識の向上。
- ・親族の協力による、スムーズな親子分離と安定した生活の確保。
- ・生活改善は々として改善されないが、体的目について家族と一緒に話し合える関係が継続できるようになった。児童相談所での児童の一時保護等の提に対して拒否的になることなく、援助を受け入れるが見られるようになった。
- ・祖父が子どもを養育する事を母が認めた。
- ・祖父が実母を説得し、施設入所に同意。
- ・祖父母が関ることにより、本児に情緒的、的成がられた。母の虐待行為もなくなり、指導を結するに至った。
- ・祖父母が中心になり子育てをしていくという意識をはっきり持った。
- ・祖父母等の親族間で共通認識が得られた。
- ・祖母のでは生活できるようになった。離した父もが現状を知って、時々面会にするなど側面的援助をしてくれるようになった。子どもが自ら母に対して母のに帰りたくない意向を示し、母も祖母で子どもが生活する事に同意した。
- ・祖母は協力的で、母を面的にバックアップする事が得られた。
- ・対人的でない関係が持てる。
- ・対立関係から援助関係に意識のが見られた。当事者自身が、リスクの自と安心できることの整理が進、意的なりが見られてきた。
- ・対立関係の改善。
- ・提示した内容を父母は実に実行している。く虐待はられなくなった。
- ・当事者が課題と感じている事を、プログラムにり事によって、共に取りというスタンスの中で、親子が見せてくれる様々な場面から、家族の持つ力を客観的にすることができた。
- ・同居性と母は別れた。母はの事をめて、の事にわった。母の生活が安定するまで子どもは祖母でかることができた。後に、母子で祖母の近くで生活することができた。
- ・やがしやすかったと思う。
- ・父、母それぞれが養育をり返すことができた。施設を退所し家庭での養育が可能になった。
- ・父家族だけでは改善できないという自を持つ

- ことができた。母子供に対する関わり方を改善したいという意を合的な行動に結びつけることができた。
- ・父がわることで母も明るい表情となり、児相の指導の受け入れもある。
- ・父のな性格向から、的な家族再統合に向かた、話し合いに至らなかつたが、父方祖母の児童への理解をす機会となつた。
- ・父の事等、祖父母のからの家族の支援。
- ・父の子に対する思い、心配・不安を児相・施設と共有できた。話し合いを続けながら、体的な支援・家族の目を共有することで、再統合の可能性が見えてきた。
- ・父は児相職員（W、心理司、非常勤の小児精神科）との面接に初めは拒否していたが応じるようになり、その結果、本児の特性を理解し施設入所にも同意した。本児は父に拒否的であったが、父の持ちも多受け容れるようになった。
- ・父や母方祖父の判断により、子どもは施設には入所させずに伯母（母の）に子どもをあずけることになった。家族・親族の話し合いにより、に母子分離ができた。
- ・父親が「家族」をかえりるが見られるようになった。
- ・父親と祖母間の共通認識が深まり、役割の自が得られた。
- ・父母が、話し合うことができた。今後の養育について。
- ・父母ともに児童へのかかわりでさをえていることを支援者（児相）も理解できた。父母が、専門機関（医師）に対してある度の頼をせることができ、その助の受け入れができるようになった。
- ・父母にプログラムのイメージをしてもらう事で生活により近い体が、父母の自につながった。
- ・父母の本児の特性への理解が進。
- ・父母は指導にり、な養育を形成。りの支援もあり、そのまま行している。
- ・父方実家近くに居。週は実家ですなど、親の援助がえた。
- ・復帰後の親と児相のコミニケーションに果あり。
- ・保護者の意向や近況を確認しつつ、今後の処遇を話し合うことができた。
- ・保護者の協力が得られ、調にプログラムが実行され、家族再統合に結びついた。
- ・母および母方祖父母は、母から本児童への身体的虐待の事実を否認し続けているが、本児童が施設での生活を望ならば、本児の意向をしたいと本児の施設入所に的同意を示している。ただ、母は児童相談所との面接を拒否しているため、同意入所にはりえられない。
- ・母が用で、された場合、親族里親制度で当該児童を養育する。その話しあいの間に、母がされなくても、親族ので一定期間当該児童の生活の安定を図ることになった。
- ・母が表明したことれなかったので、事前に決

めていたこと（母が再び虐待を行った場合、一時保護すること）をスムーズに行えた。一時保護、施設入所後の母への指導がスムーズに行えた。

・母と祖母は仲違いしていたが、プログラム進行の中で、いを認め合う事が るようになつた。母は祖母の協力を得て、子を養育していくことを決め、家庭 取りとなつた。

・母の育児 担が つた。 、身近な育児サ ーターができた。

・母の病状により、方向性が定まらない時期もあつた。 的には祖母の 現（かなりの期間 遠になつて）により、他 に 祖母の所への き取りの方向で関係機関で調整中である。母がカンファレンスに参加したことで、母の意向もその 度確認し今回の き取りも、母の 解のもとで決定になる見 である。

・母の養育から親族の養育への 。

・母は精神安定 、 等の に していたが、 制 置をとること、 をやめてもらう等、子ども の いを母に伝えることで、 がやめられ、 事をはじめ、2 間で児を 取ることができた。祖母との関係は、一進一退であったが、 が れたことで、祖母との関係も安定している。

・母子関係が改善され、帰 が計画的に実施できるようになった。家庭 取に向けて 母、祖父母が 調整を行う方向で、定期的に母と親族が 所して話し合いを持つことができた。

・母親と生活したいと本児が希望され、実現したこと。

・母親に、プログラムを説明した段階。

・母親は、祖母の子どもへの関わり方を見たり、施設職員からの指示を受けながらも、子どもの母親であるという意識が つつある。

・母親は本児をつれて父親と別居。本児は精神科へ受診しカウンセリングを受けるようになった。

・母方実家に、母親がやつてしまつたことや いつめれていいたことを理解してもらい、母親が安定するまで実家で、子どもの かることとなつた。

・母方祖父母が当該児童を養子 の上、養育する。

・本児と父が分離され、母子は母方実家で安定して生活している。

・本児の不安解 と家族虐待者が本児への理解を深めた。

・本児も父に き取られることを希望していた。父の き取りで、虐待の状態からのがれ、安心して生活できるようになった。現在、 に通学している。

・本人と家族との関係が回復し家庭復帰することができた。

・ な 親であるが、プログラムの進行と共に親としての意識・自 が見えるようになった。

・目的を 成できた。

・養育方法等に不安を持っていた親が、今後の養育にある 度の方向が見つけられたと感じられる。

・養父の虐待行為について明確 。実母の治療の必要性について家族の理解を深める。現段階で実母養父と共に生活することは、 、母方祖父母での生活を行うこととすることが、家族の意 決定という形でなされた。

・話し合いのテーブルに保護者がつくことができた。

プログラム作成にあたり段階 の 指 となる目

設定がなく再 が不十分であった。プログラム実施中の ニタリング、実施後の ニタリング体制が不十分であった。

## 2-12 事例においての課題

・父は 知で母は精神障害があり、十分に定 したとは い い。

・ 体的行動を書き したが、 ど実施できていな 中、再度 き取り要 が くなる。

・母と祖母に知的障害と精神障害があり、関係機関の考えを理解してもらうことが しかつた。しかし、「応援ミーティング」を実施することにより、理解が進んだと思われる。

・母の入院というきっかけで病院や関係機関との がとれるようになり、 い方向に向つたが、それまでは、なかなか母を話し合いの場に参加させることができなかつた。

・ 2回あり、入院治療。他にも、 の中にティッショ が入つて、ツ のに ちていた等の話もあり、2 月後には表情も なくなつた。母が十分関わつていない状況が われた。な 、 になったのかについては、父が

に つけた、 のに つけた等の話はあるが、虐待者が父か母か、事 かどうかについても としない状況ではあった。養育不 な状況にはあり、虐待告知、職権保護等に弁護士、警察、医師等の協力を得た。祖母は協力的であり、施設から 取りたい意向が かったが、離 までは、父の協力がなかなか得られなかつた。

・ 支援的に関わってきたケースで母の同意で一時保護を繰り返していたケースであったが、母が人格障害、精神安定 等 けになつたため、他 的であり、児に対しても 的で 校 状況もあつた。 で生活実態も かった。 制 置後、当初、児相との関係も が れない状況であったが、児の思いが母に いたことをきっかけに、 がやめられ、前向きな生活に り えも家庭 取りができた。

・ 力的な父から児を るため、母が児を父の から き離し、児相に れて て、一時保護、施設入所になつた。母は、父から れた生活をしており、母が児を 取るまでには、 の 月を要した。

取りまでの間、母、祖父に対して支援的なかかわりを実施した。現在は定職を持ち、保育所にも ま ず通えている。

・実母（虐待者）の精神科受診について。

・父と母の意見（施設入所について）が分かれ、本児がどちらの意見にしたらよいか わせることもあつた。

・養父方祖父母は協力的ではあったが、 担が き かったようである。

・母に対してネグレクト状態を改善してきたが、 緒改善には至らず親族 で養育してもらうこになつた。どの段階で親族と をとり、見 りをつけるのがいいか。もう し い段階が かったのか考えさせられた。

- ・関係機関が多すぎて、情報の共有がしきった。
- ・もともと母子関係不調。母から本児への不安な関わりもあり、かとこの関係においてトラブルが起こりやすかった。
- ・他のケースにおいても、このような形をとれるといいが、参加者の日々調整のさ、時間がかなり必要とされること、サインズ・オブ・セイフティを用いて、ファシリテートできる職員がられていることなどで、なかなかがっていかない。
- ・外国人の子どもの教育について、受け入れについて調整を行なうこと。
- ・施設が親を用していない場合、児相が指導的に動かないことに施設不を持つことがあった（意識の共有が不していた）。ワイトーの活用があるが、ワイトーが常備されなかつた。
- ・伝えたいことを的確に伝えられるか。
- ・親の意識が継続せず、交が断続的であるため、のステップの展開に至っていない。
- ・保護者の性格や再統合の目安について、プログラムの体することの必要性を感じた。
- ・地域とのつながりの中での、母子関係持を保つための協力体制。離している場合の方の協力のあり方。
- ・整理すべき課題が多く、児童相談所内でも担当福祉司を支援する形で心理司、保健師、家庭支援担当がチームをんで対応した。児相内・外に関わる支援者が多くあり、情報の共有や支援の方向を一定にしていく為の調整にかなりの時間とエネルギーを要した。
- ・保護者の精神世をどううけとめるか。
- ・の意見のくいちがいが時間とともに目立つようになつた。カウンセリングの進め方について、担当する医療機関の定。
- ・虐待者本人と配者の関係。虐待者本人からの自的的な（受ける側との関係）。
- ・母は人格障害・障害等の精神があり、だに思期の問題をきずつてゐる。子どもの心的外は深く母との関わりを拒否している。母から離れての自立を考えている。
- ・児童相談所と里親で子どものえ方に見解の相違があった。
- ・母と伯父のいが底にあり、どちらかが家をくるというが取れない。
- ・後で実はいにくいこともあったと家族に告された。子どもの参加を考えたい。各参加者への入な回しが必要なのにもかかわらず、人手不足であり時間がりない。
- ・母側の親族がおらず、母一人対多数の関係機関という図で、母は当初感がかった。本ケースでは、母が力をした事、回りとも親的な性格であったことからなやかなミーティングが行なわれているが、そうでない場合例えば、面会をれない、事にも行かない、回りとも協調性がないなど、問題を起こしている母の時など、母側の方になる親族などの人をどう見つけていくか、課題だと感じた。
- ・地域に受け入れてもらうことのしさがあり、支援体制をまでであった。学校も受け入れに

- あたって、不安をくえていて、理解してもらえるまで時間がかかった。
- ・家族参画のための動機付け。家族の心理的支援。児童の心理的支援。面接時間の設定（定時外対応）。
  - ・かえって父の感をかった。
  - ・実母が知的障害を有し、生活改善が々として進まず、援助の果のがなされにくいため、地域での支援体制の持、継続が今後の課題。
  - ・加害の事実がつかめなかつた。再に課題の力をす。
  - ・関係のある加害者のため、今後のことを考えてくまでには至っていない。
  - ・家庭き取り後、月度児相による継続指導の後、結とし、市の見りを頼したが、もうしい段階（一時保護の段階）から市との関わりを勧めるきであった。（現在、児童は学校、母は主治医によるフローが中心の対応）。
  - ・定としてかけての親子再統合にけてすすめているが、母親が知的に理解度がかったり、情緒的な関わりができないため、計画通りにいかない可能性がある。親の場所が定せず、経済的基を整えるのがになっている。
  - ・今回、入院となるまで、要保護児童との認識がされていなかった。と居地が違う場合、援助の手が入らない。
  - ・父方祖父母と、母方祖父母の不（父母の結当初からの不が表面した）。害の被告人として父のが確定していない段階で話しあいが必要だったことで、関係者が感情的になりやすい状況があった。
  - ・今後の判断となる。
  - ・母のの参加であったが、回以、父も交える考えである。子どもに知的障害があり、子どもをどう参画させるかが課題。
  - ・地への理解をめること。
  - ・保護者と親族の関係不がであったことから、親族との関係をしてしまった時期があった。そのため、保護者は、自分たちの主を本当に聞き入れてもらえなかつたという持ちをさせてしまった。
  - ・施設退所後のサポート体制。
  - ・家族ということを考えた場合、父親を家族の中心の支援者としていくかを今後考えることが必要である。
  - ・近（虐待を目）との関係が復できず、居して、再スタートする形になった。近からの通告だと（保護された後）そこに居られなくなる。親の態度がわると、「し行動」がて以前よりわがままな態度が見られるため、再しない（虐待が）よう十分な助と再統後も一定期間プログラムに参加してもらうことが必要。
  - ・母や養父の表面上の協力と内面の対立をどうクリアしてくかが、きな課題であった。
  - ・体的に養育方法をえるという面ではある度の成果があがつたが、一方で、家族の中で本児の養育についての任を面的に担わされてきた母の精神的な担をすることが分できなかつた。
  - ・プログラム作成にあたり段階の指となる

目 設定がなく再 が不十分であった。プログラム実施中の ニタリング、実施後の ニタリング体制が不十分であった。

・以前に一時保護後、家庭 取となっているケースであったため、一時保護に対する該当児の がきいので分離に至るまでにも した（学校の協力有）。

・本児が家庭生活の中で、 ん んに することがあり、その がはっきりしないものが多い（実父がいない場合が とんどで、自らの不 意で生じていることも考えられる）。本児への支援（その特性の見きわめが明確にならない中で）をどうするかは、 行 の状況である。

・虐待者への意識付けが不十分。

・実父のアルコール の持続。生活 窮（実父の離職）。

・職権による児童の一時保護という経 中で、父の な性格 向から父との家族再統合に けた児童相談所との協同関係には だ至っていない。

・実母の精神面の不安定さもあって、母方祖父母、伯母とささいなことでもめることもあって、関係調整やプランの内容 に 慮した。

・細かな、いろいろなことに目配りしてプランを作成したつもりだが、実母の統合 調（再）にかかる児童への様々な について、例えは児童心理司の介在をさらに細やかに配慮してということが 分であったかということは再考の要あり。どちらかといえば実母の“障害者ケア ネ メント”についてエネル ーを投入したところ であり、この部分はもっと他の機関（ex. 保健所、病院内のケア ネ担当部 etc.）に任せて、児童のフ ローの方によりエネル ーを投入す きであったように思う。進行中の事例であり、 宜児童のフ ローを頭においてはいるが…。

・当センターとの関わりを く指導する保護者と、当センターとの関わりや本児との関わりを める祖父母との関係調整。

・虐待者である父が、家庭に帰る場合のプログラム。・児童本人の えの事実確認。学校との関係調整。・母の病 、パニック障害、 障害は、回復はずかしい状況。 親はこのことは 知しており、き取りたいが ずかしいと感じている。家庭 き取りのタイミングをどこにすればいいのか…。これまでうまくいっているだけに子供の 令がだんだん上がっていく中で目 をどこに置いていく きか、児相も施設も意見が分かれてきていている。

・母が祖父 への 取りを認めない時、祖父による養育を実現する為に、どういう方法があるか。

・親権者である保護者の意 と親族の意 調整の さ。児相としては保護者不在。 親族が児童を かるが面倒見れない。 親族希望で保護したが、保護者が現れて き取り希望した際、親族の い 対があり、その後の調整から家庭 き取りまでを費やしている。

・外国人家族であり、通訳を介したセッションとなつたが、単なる通訳ではなく、意訳して伝えてもらえるように通訳との事例共有などの準備が必要。文 、 値観の違いを理解することの さを感じた。

じた。

・母親の独特的のパーソ リティ。 事実とフィクションの がわかりにくく、対応する際に が様々生じやすい。

・対立的な関係で続いてしまい、援助プランを立てるにも、話が進まない事がしばしばありました。相手は虐待を一部、心理的な虐待の 認めているが、認めていない部分が きい。28条申立てによって話が しづつは進 ましたが、援助プランを立てるにあたっては対立的関係の中では家族の参画を めていく事は に思います。家裁からは「よく話しあって進めて さい」と われますが、話し合いが であるからこそ、家裁の場で同じテーブルについて、今後の援助を考えていきたいとも思います。

・今後の養育の中で、再 定。

・親族の 的な協力があつて成り立ったケースです。本人のしっかりとした意 表示があつたために行えたものであり、それに しでも れがあれば不可能であったと思います。虐待者本人を つりせなかつたのは今後の課題です。

・シェー ングの事実について母は認めなかつたが、児童相談所のカウンセリングを受け入れ、 き取りへ向けて 力した。

・虐待 生に対する危惧感の共有。養育能力の さが にある場合の診立ての しさ。 対応の対立関係から援助関係 までの忍耐。

・父方祖母が 親以上に家庭内で きな 力を持っていること、また、家族関係や本児の状況（性格行動、不 校）について多くの悩 を えており、日常生活の場面で必要な場合に即対応できる支援体制が必要である。地 保健師等の 的な関わり（虐待者への援助）も今後 めていく。自 児相まで車で2時間以上かかる。

・虐待者は父であるが、 底にある父母の関係や親族との関係。

・虐待者自身の課題、援助者であるヘルパーとのトラブルが浮かび上がった。

・課題については、明確となつたが、親への治療的教育援助を 果的に行う技能が不 していた。

・内 との養育感の違い。

・実母の意 、決定を しつつも、人格障害等の対応について課題が残つたと思う。

・家族の理解や協力が一様ではなく、家族と参画させるタイミングを計ることが であったこと。

・虐待者が見た目よりも理解力が く、能力に応じた説明がうまく なかつた事。一見理解力のありそうに見えるのでその 動に関係機関が り回され、統一した枠 がなかなか けなかつたこと。いろいろ関わつても虐待者は”児相”という機関に 感を持っているため な関係は けない事。

・まだ退所後の生活に自 がもてない母親なので、市側や地域の見 り必要。施設側のアフターケアも必要。 かあれば子相も対応する。

・虐待を否認しているケースへの援助の方法。 居話が再 に及び、 きつ のタイミングのつか 方。

・児相と医療機関との役割分担の しさ、お いの理解不 。

・精神科 をかかえた母に、 数の関係機関がか

かわってきたが対応の ウハウについて関係する職員の が 要。

・虐待者（母）に対し、父方実家が応援していたのでもっと い再統合ができたと思うが、担当者の動（退職）により、まつ、関係作りに 分な時間が掛かってしまった。

・分離と再統合と同じ児相で行う しさを感じています。

・事 により祖母の参画がなされたが、それ以前に祖母と密に をとり、支援をお いする必要があつたのではと している。虐待者は以前より

があつたり、無理 題をセンターに要 するところがあり、事 に至る前にその 持ちを整理したり、毅 とした態度で し返す必要があつたかも知れない。

・実父からの養育費を実母があてにしていたこと。

・母は V の状況にあるが V を認めず、母の V は解決していない。母は本児より 人を 、父に き取られた後の母との交 は である。

・知的障害を持った家族の養育をサ ートする 的なサービスが ない。

・親が 人とも 身地が地 でなく、地域で 立しがちな状態。母親に 2 人の子供が生まれ、養育のストレスが まり、家族だけでは、解決することが な状態になつた。

・母は、祖父母との確 があり、協力を めることができなかつた。また、職権保護したことで、児相に対しても対立感情があり、 話等に ないことが多かつた。また、母は病的で、 職していたので、母子だけで生活していくには経済的にも あつた。対人関係にも問題があり、近 とのトラブルもあつた。度のネグレイト状態にあり、現状復帰が

な状況、祖父母の協力が必要だつた。児相が祖父母と母の間に入ることで、実家に帰ることができた。

・目 を したため、とくに課題はありません。しいて えば、もう し 学 の頃に事前の相談があれば…、と思いました。

・本児の 体 が続くことを虐待と判断し、保護をしたが、その後、 まれた の子も同じく 体 で見 さりをしている。父母との関係は持てるようになつたが、ミルクの え方など、父が一定の考え方をする 向は わらず。その考え方を えることは しい。

・家族のしつけ観と児相のしつけ観は完 には められなかつたが、その後は家族の虐待とも えるしつけは無くなつた。

・家族 体 の意 がなかなか なであり、もう し 受容的になるよう きかけること。

・虐待ケースだが、その後、児童の対応に悩 家族からの相談として受けた。家族が虐待と児童の問題行動の関係を しく理解できるよう整理と指導が必要。虐待問題を矮小 させない職員側の意識。

・虐待の事実を認めず、プログラムが進行しない。

・虐待の事実を認めない。 いを持っている立場を通す（児相）。

・虐待行為そのものは通所面接により えられているが、面接の中で表面 した、 間のお いに対

する不 をどのようにすり合わせていくか課題となつている。

・虐待者に精神障害があるので、虐待者自身が意図しなくとも状況や結果論からは、ネグレクトになる。その を、どう虐待者に認識させていくのかという問題と虐待者へのケアが課題。

・虐待者に目的を理解させるためには、わかるまで、度も面接等を行う必要がある。

・現在、プログラム進行中であり、今のところ 調である。

・施設が作ったプログラム（ 中から のプログラム も 加）に親を参画させた体 が、施設児相ともなかつた。親の参画を提示したのは児相側であり、当初、目に見えた親の が実感できるまでの期間は、施設側の心理的 があり（「こうやってください」方式ではないこと）、面会から外 に 行する時期の判断、外 段階のプログラムの などを 起こした。その もあり、親は再び、 かけた時期もあったが、継続的な 者の話し合いには とか参加してくれ、そこで親も 持ちを十分吐き してくれたため、外 まで進めることができた。児相担当が、定期の話し合い以外にも、 接介入はしなくても、面会等の様子を見に、面会にあわせ施設訪問を繰り返し、外 に向けての安 確認目的も め、施設と家庭訪問を繰り返すなどの関係作りがあつたことが、この親にとっては、今の児相はよく関わってくれると認識してくれたことが、一番

果を上 る主 になったと思われる。親の虐待が、知識不 よによる事 から生じたこと、その には家事のできない（と父が思いこんだ）母に対し、こんな親が育てては、子どもが駄目になると心情的にも肉体的に い まれていた 句の父の行為だつたことがある。リスク要 が多 に ならなければ、

親とも衝動性のコントロールは くない。2 8 条にもならず、2 以上、児相からの 体的な話もない中で面会も進まず、じっとしてきた経 がある上で、話し合い、関係 復ができるの、参画であった。親の参画、その 果が せるケースは、ある 度の条 を たしていないと、参画時に人数について、親2人、施設側2人、児相2人と でも 人かつ各同数という 小チームであったことも、 果を上 られた一 と思われる。

・児童が祖父母 に避 しているが、祖父母と 親の間に交 がない。

・児童の精神的ケアとして、児童相談所における精神科医によるカウンセリングを設定したが、児童の不調により中断、母方祖父母の 担感が くなつてゐる。

・児童本人が虐待者（養父）を える事を希望しなかつたため、 示告 には至らなかつた。親族に き取られた後に、定期的な本児との面接を 定して いたが、断続的となつた。

・実父と父方祖父母との がうまくない。

・実母、継父側と、児相とは対立する 図になつた。

・職権一時保護、法 2 8 条による施設入所と保護者の意に した援助方針を児童相談所が つたため、母が児童相談所との接触を一 拒否していること。そのため、法 2 8 条による施設入所の2回の が

必要となっている。

・親族同士で話し合う き話に關しても、児童相談所へ されたように感じる。

・相談意思を持っている母だが、定期的な面接等につながらず、ストレスがたまって我慢できなくなつた時に相談を めてくる。そのため母が一番 ちいたい状態の時に話し合いが持てず、児童にとっては 担感が多い話し合いになっていると感じる。

・ 、それ違いを続けていた家族であり、本人に解決に向けての意 が くなかったこと。

・当所の援助に対して総じて家族 んなが協力的で理解があつた為、 期に ストと考えられる援助に結び付けられたが、それでも当時はわからなかつた事実 は、その後かなり時間が経たないと判明しなかつたこと。

・父に現状を伝えることにより、父がうまく対応してくれるかどうかの不安があつた。また実権を持つた母方祖父の 動（判断）にも不安はあつたが、結果的には（児相が考えていた通りに）うまく母子分離ができる。

・父親が多忙で、面接の機会をうまく作れない。福祉司も多忙で、面接の機会をうまく作れない。子どもも 人関係・学校生活などが忙しく、話し合いの機会を持つことが しかつた。

・父親の人格障害が 一スにあるため、今後も児相のフ ローが必要になる。

・保護者の態度が 容しない。

・母が話が く入らない状態であるため、母の 持ちは不明になつてしまい、母抜きの話になつてしまつたこと。

・母の養育能力をいかに めていくか。

・母親が遠方で生活されていたこともあり、関係者間と母親が密に がとりにくい状況があつた。その中で母親の不安や思いを十分に聞き取ることができなかつた。

・母親の精神的・経済的 担が多くなつた。

・本事例については、他児童相談所 置（繼母によるネグレクトのため、幼 時より 期間の児童養護施設入所 置）経 がある。家庭復帰後、本児童相談所へ 管。まもなく身体的虐待、ネグレクト等が再燃した。入所時の対立経 （保護者と 置機関）を保護者が できず、面接に とんど 所しなかつた。そのため親子関係が不十分なまま、また繼母の母子関係も なまま、結果的に本児童は家庭復帰した。現在、本児童は施設入所 置中である。保護者との間に家庭復帰を目 とすることで合意している。また前回の入所 置経 を まえ、親子間の関係調整のため、保護者の施設面会、行事参観等も している。

・本児と父方親族が き取ることについて、虐待者である父から、本児を れるかどうか 体的な対応を確認した。

・本人の描く在 生活と現実の在 生活とに きな差があり、実現可能な援助プランの作成に 慮した。

・養父（虐待者）の な性格。不慮の事態、母方祖母の危篤、死亡で家族での話し合い通りに行かなかつた。

き取りに向けての期間が かつた（ ）ため、

し無理のあるプランとなつた。 き取り になる母子生活支援施設での対応の 担が きくなつてしまつた。

## イギリス視察報告

### 1. 訪問先

#### ① Islington Children's Services(Local government)

グループ・インタビュー：コーディネーター2人（アフリカン、バングラディッシュ出身の方）、他地区の民間非営利団体(Welcare)のFGC担当職員、イズロントン地区にある地方当局のFGCマネジャー、他地区的方当局のFGCマネジャー

#### ② Family Right Group

- 書籍購入 (FGCテキストなど)

#### ③ Barnado's

単独インタビュー：FGCマネジャー

### 2. FGCに関する情報

上記①と③の機関において

#### (1) FGC導入について

- FGC導入は上からの改革、NZのように、法律には規定されていないが、地方政府がその実施の道筋を付けています。CPC(child protection conference)との併用が一般的。CPCは専門職会議であり、monitoring的機能をもつ。コーディネーターは CPCには関与しない。ワーカーがケースの責任をもち、CPCに関与する。
- FGCに対するソーシャルワーカーの反発は強い。現在でもソーシャルワーカー自身、自分たちの主たる業務は調査・介入であるという認識が強い。
- ソーシャルワーカーは法律上規定されている役割（調査・介入）があり、それが家族の抵抗感をもたらすこともある。ソーシャルワーカーのプレッシャーも相当なものである。コーディネーターは親の立場に寄り添って関与できるし、親族にも関与できる余裕がある。そうした意味で、ソーシャルワーカーの抵抗感を促すことがあるが、当事者にとってはコーディネーターの存在が非常に有意義である。法律に期待された役割を遂行するソーシャルワーカーが家族支援を行うには無理がある。
- 法律においてFGCに関する具体的規定はないが、児童法において親の養育責任や意思決定に関与する必要性に関して規定され、それをFGCで具体化している。

#### (2) 子どもの参画について

- 子どもが望めば、アドボケイトを確保する。
- Independent Coordinator, Independent AdvocateなどFGCに関与するコーディネーターやアドボケイトにはIndependentが強調される。Independentとは、意思決定に参画しない、子どもや家族の意向や要望に影響を受けない、与えない、それまでにケースに関与していないなどを意味する。アドボケイトが家族タイムに継続して関与するのか、しないのか、家族の許可を得るかなど検討過程である。
- 現在、子どもの参画が重要なテーマとなっている。「子どもの出席ではなく、参画を」がテーマである。
- 子どもとの事前ミーティングが重要。コーディネーターやアドボケイトの支援のもと、FGCに備え準備する必要がある。

#### (3) コーディネーターについて

- 中立性の担保のために、コーディネーターは独立開業方式をとり、専門のフルタイム職あるいはパート専門職として関与。
- コーディネーター（フルタイム）は1ケースに4～6週間準備に費やす。一ヶ月に4～5回FGCに関与。パート専門職の場合、時給20～25ポンド（1ポンド＝約200円）。
- コーディネーター養成が課題である。統一された養成課程がない。さまざまなバックグラウンドをもつコーディネーターに対し、学術的、理論的に研修するシステムにはなっていない。現在大学と共同してロンドン・シティ統一の研修プログラムを作成中である。ファミリー・ライツ・グループ作成のテキストは基本テキストとして活用されている。
- あらゆる民族の文化性を尊重するために、その文化特徴を反映したFGC過程、その民族のコーディネーターの確保を図るようにしている。家族がFGCをリードするという点でこうした配慮は重要。

#### (4) FGCの推進策について

- 民間非営利団体とlocal governmentとの共同プロジェクトの推進

#### (5) ニュージーランドとの相違

- コーディネーターが独立していること（ソーシャルワーカーと同一機関に所属しない）。